

岩手県ソフトテニス連盟ガバナンスコード・適合性審査・自己説明・公表書式 全体版

国、県、市町村、競技団体など健全・公正・誠実なスポーツを目指し、各組織運営のためのガバナンスコードを策定・公表していく方針に則り、第3回目の岩手県ソフトテニス連盟ガバナンスコードを示します。策定に当たり、前年度（令和6年度）公表の自己説明（現状把握と課題について）を、小中高やレディース各団体の状況を踏まえ、検証・見直した部分をお示しし今年度（令和7年度）公表のガバナンスコードとするものである。国、県、市町村の中学校部活動の地域移行の方針を受け、(仮称)岩手県中学生ソフトテニス連盟（以下『県中連』という。）の設立に関連した内容を含むものである。なお当連盟理事会及び評議員会での説明・承認の過程を経たものである。

（組織運営のための必須14項目）

令和7年度、2025年度

番号	原則	審査項目	自己説明(現状把握と課題について)	証憑書類
1	組織運営の中長期計画策定・公表をすべきである。	組織運営の中長期計画策定・公表すること。	岩手県ソフトテニス連盟全体としては、中長期的な要素を含む次年度における基本方針を理事会と評議員会に表明している。中長期計画については、上部機関である日本ソフトテニス連盟、東北ソフトテニス連盟や行政機関との連携で実施する国民スポーツ大会や全日本級の大会や東北大会などを位置づけるとともに、県連盟独自の事業についても基本方針に従った取り扱いとする。	基本方針並びに各専門委員会事業計画について評議員会議案書に具体的対策と共に記し、県連盟ホームページに公表している。

2	組織運営の団体・役員等を対象とする規程を整備すべきである。	組織運営の団体・役員等を対象とする規程を整備すること。	岩手県ソフトテニス連盟規約として、目的、事業、組織、役員、会議、専門委員会、会計について整備されているが、カバナンスとして一部規約の改正を行った。今後、県中連に関する規程を含み、各団体において補充すべき項目について検討し策定する。規約並びに補充規程については、県連盟ホームページに公表する。	評議員会議案書に、岩手県ソフトテニス連盟規約として各項目について記している。県連盟ホームページに公表する。
3	組織運営のためのその他必要な規程を整備すべきである。	組織運営のためのその他必要な規程を整備すること。	評議員会議案書に2の規約以外について、各種表彰の推薦基準（日本連盟、東北連盟、県スポ協会、県連盟）や全国大会等の代表選手選考やランキングの基準、大会開催要項等について具体的に記して周知している。	評議員会議案書に基準や要項について記しており、それに基づき推薦、表彰、選考をしている。代表選手や大会要項等は県連盟ホームページで公表している。
4	組織の業務に関する規程を整備すべきである。	組織の業務に関する規程を整備すること。	岩手県ソフトテニス連盟規約に、役員及び各専門委員会の業務を記し、評議員会議案書に各委員会それぞれの事業計画や報告、予算・決算等が示されている。各委員会の事業計画や報告については、県連盟ホームページに公表している。今後は、各委員会も共通の項目については様式を統一することが望ましい。役割項目、分担内容、担当者氏名等わかりやすい形にしていく必要がある。	評議員会議案書に各専門委員会の業務に関して記してある。事業計画や結果報告などタイムリーに県連盟ホームページに公表している。
5	組織の役職員の報酬等の規程を整備すべきである。	組織の役職員の報酬等の規程を整備すること。	当連盟は役員等の報酬はない。但し、役員が従事する大会、理事会、評議員会、専門委員会、講習会、研修会等については岩手県ソフトテニス連盟旅費等支給規定を定めている。各団体においても準じた対応をしている。	評議員会議案書に旅費等支給規定について記し、その基準に基づいて支給し、領収書等整備している。
6	組織の財産に関する規程を整備すべきである。	組織の財産に関する規程を整備すること。	土地、車両等財産となるものについての所有が無いので規程は特に予定していないが、今後パソコン等の事務用	財産に関する規程はなし。今後、各委員会や会計担当者との連携で評議員会議案

			品、仮設テントや競技用具などの大会用品に関する物品一覧を整備・管理する必要がある。	書へ物品一覧の記載を検討したが、償却物品だけなので省略するが、整備・管理は徹底する。
7	財政的基盤を整える規程を整備すべきである。	財政的基盤を整える規程を整備すること。	評議員会議案書に個人会員及び加盟団体登録料及び登録数について記載・管理している。各団体も同様に整備している。また予算編成におけるキャッシュフローを明記し、安定的財政基盤を確認するとともに登録料、大会参加料を記載している。今後は、登録料規定として小・中・高・高専・大学生、一般、指導者の会員登録料及び大会参加料についてまとめて一覧にする必要がある。	評議員会議案書に個人会員登録数と登録料、加盟団体（市町村協会とレディース協会）一般登録料を記載し、大会要項に参加料を記載している。
8	役職員のコンプライアンス（法令順守）教育を実施すべきである。	役職員のコンプライアンス（法令順守）教育を実施すること。	岩手県ソフトテニス連盟規約の目的に健全なる普及発達と明記されているが、具体的な法令順守を学ぶため岩手県で実施するスポーツインテグリティやコンプライアンス研修等に競技団体として出席しており、内部伝達もしている。今後県連盟全体としてそれらを確認・研修できる機会を会議の中に位置づけて設けることが望ましい。コンプライアンスに反する行為などを未然に防ぐため、一般市民県民を含む外部からの違反申し立ての窓口として、日本ソフトテニス連盟通達の違反救済申立処理委員会を設立し、担当者配置を実施している。	研修への参加者よりメール等の配信により研修内容や資料の共有がおこなわれている。色々な機会にガバナンスコードの説明やコンプライアンスの重要性を発信する。違反救済申立処理委員会について県連盟ホームページに公表している。
9	選手・指導者向けのコンプライアンス教育を実施すべきである。	選手・指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること。	岩手県体育協会、高体連、中体連は研修の実施があるが、県連盟独自のコンプライアンス教育の実施事例はない。8の役職員同様、今後県連盟全体として確認・研修できる機会を会議の中に位置づけて設けることが望ましい。コンプライアンスに反する行為などを未然に防ぐた	違反救済申立処理委員会について、県連盟ホームページに公表し、県連盟規約を改正し第6章専門委員会の次に位置付けている。選

			め、一般市民県民を含む外部からの違反申し立ての窓口として、日本ソフトテニス連盟通達の違反救済申立処理委員会を設立し、担当者配置を実施している。	手・指導者向けのコンプライアンス教育についてもその重要性を常に発信する。
1 0	財務・経理の適正な処理をすべきである。	財務・経理の適正な処理をすること。	一般会計、各専門委員会の会計の予算決算書等について、理事会を経て、会長、理事長、会計担当、各委員会担当が監事による監査を受け、評議員会で承認を受けている。評議員会時には監事から監査報告も実施している。今後監査を受ける体制として各委員会からも複数が望ましい。 適正な経理執行については、会計専任の事務局次長を配置し、役員及び各委員会との連絡を密にして適正に処理している。	評議員会議案書に総括的に掲載し、詳細資料については会計担当及び各専門委員会で保管している。監査を受ける体制の充実も図る。各団体においても適正な運営・管理を行っている。
1 1	国庫補助金等の適正な使用をすべきである。	国庫補助金等の適正な使用をすべきである。	経常的な国庫補助金等の助成はない。ただし全国又は東北規模の大会や県民スポーツ大会、強化普及事業や会員登録事業などにおいて日本ソフトテニス連盟（会員登録料還元金含む）、東北ソフトテニス連盟、岩手県スポーツ協会などから助成金を受け、申請、実施、報告により適正に執行している。	決算資料として会計担当及び各委員会において適正に保管している。
1 2	財務情報の法令に基づく開示をすべきである。	財務情報の法令に基づく開示をすべきである。	財務の一般的な会計として収支予算、決算、キャッシュフロー、市町村登録料、会員登録料を評議員会議案書に明記している。会員登録に伴う日本ソフトテニス連盟からの還元金については、さらにわかりやすく明記している。	評議員会議案書に明記している。

1 3	選手選考に関する情報を開示すべきである。	選手選考に関する情報を開示すべきである。	評議員会議案書に、東北総体、国スポ候補選手、都道府県対抗全日本中学、小学連全国大会、ねんりんピックの選手選考基準について明記している。 各団体においても適正な選手選考を行っている。今後も基準の明確化と周知について実施する。	選手選考の結果について、県連盟ホームページに公表している。
1 4	ガバナンスコードの順守状況を開示すべきである。	ガバナンスコードの順守状況を開示すべきである。	従来は策定・開示までには至っていない。令和4年度、県連盟、関係団体の現状の把握と課題の洗い直しを行い、初めてのガバナンスコードを作成し、評議員会の承認後、公表した。令和6年度も、各団体とともにその検証と所定の手続きを行い、概ねガバナンスコードの順守がなされたものとして公表するものである。なお今後ともガバナンスコード策定体制を固め、毎年度ガバナンスコードの見直し・整理を行い、年度末評議員会に提示・承認後県連盟ホームページに公表するものとする。ただし（公財）日本ソフトテニス連盟、（公財）岩手県スポーツ協会、（公財）日本スポーツ協会への報告は不要との見解を各機関から示されている。	令和4年度、県連盟として初めて、現状把握と課題の洗い直しを中心に関係団体、各専門委員会を含めガバナンスコード必須14項目について策定し、県連盟全体のものをまとめ評議員会に提示・承認後県連盟ホームページに公表し、引き続き令和6年度見直ししたものを公表する。